



QMS審査員資格のISO9001:2015移行手続きのご案内

JRCA では、2015年8月6日に、「ISO9001 改訂に伴う JRCA 登録 QMS 審査員資格の移行について」(http://www.jsa.or.jp/wp-content/uploads/QMS_ikou_150806.pdf) を発行いたしました。当センターにご登録されているすべての QMS 審査員の皆様は、定められた期限までに、ISO9001:2015 対応資格への移行手続きをお願いいたします。

*このご案内と行き違いで、すでに移行申請いただいている場合はご容赦ください。

1. 移行要件

JRCA 登録 QMS 審査員は、CPD（専門能力開発）を通じて改訂規格への対応結果をお示し頂く必要があります。具体的には、資格の移行期限までの間に以下の要件を満足することを示す書類を JRCA へご提出ください。

現行規格との差分を含む改訂規格対応の研修か、それと同等の教育・訓練のいずれかの「修了」を示す証拠、又は現行規格との差分を中心とした改訂規格の理解を示すレポートの提出を要件とする。

(参考)

- ・ JRCA 登録の「(新旧規格) 差分研修」の受講を推奨する。
- ・ IAF 加盟認定機関の認定を取得した認証機関が行う上記内容の研修の受講を可とする。
- ・ 講師は、JAB が主催する「規格改正セミナー」受講者が担当し、且つ内容は同セミナーに準拠した研修を推奨する。
- ・ (新旧規格の) 差分の理解を示すレポートの提出を可とする。

*レポートを選択した場合は、指定された7項目について(それぞれ)400字以内にまとめて提出する。(別紙「QMS 審査員の2015年版資格への移行のためのCPD記録作成方法について」参照)

2. 移行申請の期間

移行期間は3年間です。ISO9001:2015改訂規格の発行から3年後の**2018年9月14日まで**に、移行手続きを完了してください。

なお、移行によって、現在の資格の“有効期限”は変更されません。

3. 移行申請の方法

QMS審査員資格の移行は、2015年版規格の内容、2008年版との差分の理解等に関する「継続的専門能力開発(CPD)」を実施し、これを当センターに提示していただくことによって行います。

移行申請は、上記の移行期間内であれば、QMS審査員資格の維持又は更新、新規／資格拡大登録、格上げの各申請と同時に実施、又は移行のみ単独で実施のいずれの方法も可能です。

この移行のための「継続的専門能力開発(CPD)」は、毎年の資格維持／更新に必要な「継続的専門能力開発(CPD)」として認められます。

移行のための「継続的専門能力開発(CPD)」の提出方法には、以下の方法があります。「審査員補」「審査員」「主任審査員」「エキスパート審査員」とも共通です。

(1) 「JRCA登録 ISO 9001 差分研修」への参加

JRCA登録のISO9001:2015の理解に関する研修コースを修了された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の1項に該当事項を記入し、修了証写しを添付して提出してください。この場合は、「2015年版改訂規格学習の記録(QMS審査員)」(様式4C)の添付は不要です。

なお、修了証の提出のみで移行申請ができるのは、修了証に「JRCA登録 ISO 9001 差分研修」と表記があるものですのでご注意ください。

JRCA登録の差分研修を行っている研修機関及び差分研修コース名称は、以下のサイトを参照ください。

<http://www.jsa.or.jp/jrca/kensyu/kensyu-4.html>

(2) IAF加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関が主催する研修等への参加

IAF加盟認定機関(JAB、UKAS等)の認定を受けているMS認証機関が実施した、所属する審査員を対象とする改訂規格に関する研修(複数回での実施も可、FDIS以降の規格に関する研修を含むこと)に参加し、改訂規格の内容や必要な審査方法等に関して十分に理解された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の2項に該当事項を記入し、修了証又は責任者証明、及び研修プログラム写しを添付して提出してください。

なお、修了証又は責任者証明に代えて、「2015年版改訂規格学習の記録(QMS審査員)」(様式4C)の提出でも可です。

(3) 一般研修への参加

上記(1)、(2)以外の研修、セミナー、講演会等に参加された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の3項に該当事項を記入し、習得内容を記述した「2015年版改訂規格学習の記録(QMS審査員)」(様式4C)、及び研修プログラム写しを添付して提出してください。

(4) 自己学習等

規格や専門図書、グループ活動、インターネット利用等により自己学習された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の4項に該当事項を記入し、習得内容を記述した「2015年版改訂規格学習の記録(QMS審査員)」(様式4C)を添付して提出してください。

様式4Cの作成にあたっては、別紙「**QMS審査員の2015年版資格への移行のためのCPD記録作成方法について**」を参照してください。

4. 移行に必要な申請書類

①「マネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1)

「申請の種類」の「移行」“JISQ9001:2015移行”にチェックしてください。その他、該当する事項にチェックを入れ、必要事項を記入して下さい。

②「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)、及び該当する場合は「2015年版改訂規格学習の記録(QMS審査員)」(様式4C)等

「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の該当欄に必要事項を記入し、指定された書類を添付してください。

③ 費用払込み記録写し

以下の5項に記載の費用払込み記録の写しを「振込み連絡票」(様式8)に貼付して提出してください。

上記の各種申請様式は、以下のサイトから入手してください。

「JRCA」－「申請をされる方へ」－「QMS審査員」－「2.申請書様式」

<http://www.jsa.or.jp/jrca/shinsei/seido-b1.html?id=02>

5. 移行にかかる費用

①「新規」「資格拡大」「格上げ」「更新」の各申請と同時に移行する場合

QMS審査員資格の新規、資格拡大、格上げ、更新の各申請と同時に移行申請される場合は、移行のための追加費用はありません。移行が認められた場合は、2015年版の登録証明書及び登録カードを発行します。

②「維持」申請と同時に移行する場合

QMS審査員資格の維持申請と同時に移行される場合も、移行のための追加費用はありません。移行が認められた場合は、2015年版への移行完了の通知を発行します。維持の場合は、通常、登録証明書及び登録カードは発行しませんので、保有されている登録証明書及び登録カードと、この移行完了の通知を合わせて保管してください。

なお、2015年版の登録証明書及び登録カードの作成をご希望される場合は、以下の費用を追加してください。

登録証明書：1,080円(税込み)、登録カード：1,080円(税込み)

③移行のみ単独で申請する場合

移行のみ単独で申請される場合は、以下の費用をお支払いください。2015年版の登録証明書及び登録カード作成は別料金です。

- i 移行申請登録料：3,240円（税込み；各審査員区分で共通）
- ii 登録証明書：1,080円（税込み）、登録カード：1,080円（税込み）

注) ISO9001:2015表記の登録証明書及び登録カードの発行について

ISO9001:2015が発行されてから、JISQ9001:2015が発行されるまでの間に、移行手続きを完了された方には、適用される規格番号が「ISO9001:2015」と表記された登録証明書及び登録カードを発行いたします。この場合、改めてJISQ9001:2015に移行する必要はありません。

なお、次回（2016年以降）の資格更新又は格上げによって登録証明書及び登録カードが更新される際には、すべて「JISQ9001:2015（ISO9001:2015）」の表記に統一されます。

6. JISQ9001:2008 対応の研修コース修了による新規/資格拡大登録申請について

QMS 審査員補として新規/資格拡大登録申請する場合であって、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証が、JISQ9001:2008（ISO9001:2008）対応である場合は、修了証の発行日から5年以内であれば、2008年版対応の資格として申請いただくことができます。この場合は、上記1～5項に従って、2018年9月14日までに、改訂規格対応の資格に移行してください。

また、2018年9月15日以降に、QMS審査員補として新規/資格拡大登録申請する場合であって、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証（発行日から5年以内）が、JISQ9001:2008（ISO9001:2008）対応である場合は、上記3項に従って、JISQ9001:2015（ISO9001:2015）を理解していることを示す「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」（様式4A）、及び必要に応じて、研修修了証写し、研修プログラム、「2015年版改訂規格学習の記録（QMS審査員）」（様式4C）も同時に提出し、最初から改訂規格対応の資格として申請してください。

7. 期限までに移行ができなかった場合の対応について

2018年9月14日までに、移行に必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかった場合、保有されているQMS審査員資格は失効します。2008年版対応資格のまま、資格維持を継続することはできませんのでご注意ください。

8. 申請料のお支払い及び申請書類の送付先

申請料等のお支払いは、以下の指定銀行口座への振込みにてお願いいたします。

(1) 申請料・年間登録料の振込み先

項目	銀行口座
銀行名	三菱東京UFJ銀行
支店名	青山通支店
預金種別	普通預金
口座番号	1800008
口座名義	(財)日本規格協会 審査員登録センター口 ザイ)ニホンキカクキョウカイ シンサイントウロクセンターグチ

注) 振込み手数料のご負担をお願いいたします。

(2) 申請書類の送付、お問合わせ先

〒108-0073 東京都港区三田三丁目13番12号 三田MTビル 11F
一般財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)
TEL : 03-4231-8590 FAX : 03-4231-8685 e-mail : jrca@jsa.or.jp

以上
(2016.2.1 改)



QMS 審査員の 2015 年版資格への移行のための CPD 記録作成方法について

JRCAにご登録されているQMS審査員（審査員補、審査員、主任審査員、エキスパート審査員）の方は、ISO9001:2015改訂規格の発行から3年以内に、2015年版規格に基づく資格へ移行していただく必要があります。

この2015年版資格への移行を、“一般研修への参加”又は“自己学習”による「継続的専門能力開発(CPD)」によって申請される場合は、今回の規格改訂の目的や主要な変更点等に関する、以下の7項目（①～⑦）について学習された内容をレポートとして提出してください。

【ISO9001:2015 理解のポイント】

- ①規格改訂の目的
- ②他のMS規格との整合化、附属書SLの採用
- ③リスクに基づく考え方の採用、トップマネジメントのリーダーシップ強化等
(附属書SL採用による変更)
- ④プロセスアプローチ採用の強化
- ⑤パフォーマンス重視、結果重視
(手順・文書化要求の削減、規範的な要求事項の削減を含む)
- ⑥サービス業への配慮、要求事項の明確化
- ⑦改訂規格の活用、自身の対応

レポート提出による資格移行の際に必要な書類は、以下の二つです。

1) 「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録 A」(様式 4A)

研修参加／自己学習等の分類に従って、研修会名／読書した書籍名、日時、実施時間を記述してください。研修参加の場合は、プログラム写しを添付してください。

なお、実施時間はレポート作成を含め、実際の学習に費やした時間をご記入下さい。

2) 移行専用の「2015 年版改訂規格学習の記録 (QMS 審査員)」(様式 4C)

上記の7項目（①～⑦）すべてについて、それぞれ 400 字以内（計 2,800 字以内）で、改訂規格に関する学習内容を記述してください。

【参考】“ISO9001:2015 理解のポイント”に関わる要求事項等

【ISO9001:2015 理解のポイント】として取り上げた、①～⑦の7項目について、それぞれに関連すると思われる内容や要求事項の例を以下に記載します。レポート作成の参考としてください。(ただし、取上げた要求事項やその分類は、これに限定されません)。

①規格改訂の目的

今回の規格改訂の方針や目的については、規格開発に着手する段階で、ISO専門委員会TC176によって作成された「設計仕様書」(design specification)の中で、以下のような内容が記述されています。

- ・適合製品の提供能力に関する信頼性の向上を図る (output mattersへの対応)。
- ・規格の目的、タイトル、適用範囲 (scope) は変更しない。
- ・ISO/TMB (ISO技術管理評議会) が開発した「ISO/IEC専門業務用指針 補足指針」の附属書SL (Annex SL) の規定に従う。
- ・プロセスアプローチの理解促進を図る。

②他のMS規格との整合化、附属書SLの採用

- ・マネジメントシステム規格 (MS規格) の整合化のため、附属書SLに規定された、MS規格の上位構造 (HLS) 、共通テキスト、共通用語及び中核となる定義を採用。

③リスクに基づく考え方の採用、トップマネジメントのリーダーシップ強化等 (附属書SL採用による変更)

- ・組織とその状況の理解、利害関係者のニーズ及び期待の理解、リスク及び機会への取組み等の追加 (リスクに基づく考え方の採用、予防処置の発展的解消) (箇条4.1、4.2、6.1等)。
- ・事業プロセスとQMS要求事項との統合を含め、トップマネジメントに対して、QMS/顧客重視に関するリーダーシップ及びコミットメントの実証を要求 (箇条5.1)。
- ・QMSの有効性に加え、“QMSのパフォーマンス”の評価及び改善の追加 (箇条9.1、10.1等)。
- ・組織内外の課題、密接に関連する利害関係者の要求事項、製品及びサービスを考慮した、QMS適用範囲の決定 (箇条4.3)。

④プロセスアプローチ採用の強化

- ・プロセスアプローチ、PDCAサイクル、リスクに基づく考え方を“コアコンセプト”とする規格構成の明確化 (序文0.1、0.3)。
- ・プロセスアプローチに基づく取組みの要求事項としての採用 (箇条4.4)。

⑤パフォーマンス重視、結果重視 (手順・文書化要求の削減、規範的な要求事項の削減を含む)

- ・品質マニュアル、文書化された手順等の文書化要求の削減。
- ・管理責任者の任命要求の削除 (箇条5.3)。
- ・「6.3 変更の計画」「8.1 運用の計画及び管理」「8.5.6 変更の管理」による変更管理の強化。

- ・組織の固有技術に関する「7.1.6 組織の知識」の追加。
- ・アウトソースプロセスを含む購買関連の「8.4 外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理」での管理の明確化。
- ・製品及びサービスの改善を含む、改善の重要性の強調（箇条5.1.1、10.1等）。
- ・“適用除外”の規定の削除。ただし、適用できない要求事項の存在は認められる（箇条4.3）。

⑥サービス業への配慮、要求事項の明確化

- ・「製品」「サービス」「アウトプット」「顧客満足」等の定義の変更（ISO9000:2015参照）。
- ・サービス業での適用に配慮した、「7.1.5 監視及び測定のための資源」「8.2 製品及びサービスの要求事項」「8.3 製品及びサービスの設計・開発」等の記述変更。
- ・製品の監視及び測定、不適合製品の管理に関わる、「8.6 製品及びサービスのリリース」「8.7 不適合なアウトプットの管理」の“8 運用”箇条への移動。
- ・プロセスの妥当性確認に関する要求（旧箇条7.5.2）の「8.5.1 製造及びサービス提供の管理」への統合。
- ・ヒューマンエラーの防止に関する要求追加（箇条8.5.1）
- ・引渡し後の活動（旧箇条7.5.1 f）に関する要求の箇条分離（箇条8.5.5）。

⑦改訂規格の活用、自身の対応

改訂規格活用に関する考え方、今後の取組み課題、審査における留意点等について、例えば以下のような観点から、ご自身の立場（審査員／組織の管理者等）で記述して下さい。

- ・プロセスアプローチを理解し、PDCAサイクルによる改善ができるQMSに取り組む必要性。
- ・組織の状況の理解、リスク及び機会の決定、目標設定、これらの運用、評価及び改善に関する取組み課題、これらの審査における留意点。
- ・事業プロセスとQMS要求事項との統合、トップマネジメントのリーダーシップの重要性、これらに関する審査手法。
- ・文書化されていないプロセスや手順の有効性、QMSのパフォーマンスに関する審査手法。

以上